

議案第 9 号

鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 27 号）の一部
を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提 案 理 由

一般職の職員の給与改定に合わせ、会計年度任用職員の報酬の基本額の特例で定める上限額を改定したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「325,700円」を「331,300円」に、「15,510円」を「15,780円」に、「2,001円」を「2,036円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。